

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

- 告 示**
- 大規模小売店舗立地法により県が意見を述べた件 三五
 - 県営土地改良事業計画を変更した件 三五
 - 耕地整理組合の臨時代理者として指定した件 三五
 - 地籍調査に関する事業計画を定めた件の一部を改正する件 三五
 - 保安林の指定を解除する予定である旨通知があった件 三五

告 示

福島県告示第三百九十九号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」という。）第八条第四項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。なお、当該意見を令和元年十二月三日から令和二年一月三日まで福島県商工労働部産業振興総室商業まちづくり課、福島県相双地方振興局企画商工部地域づくり・商工労政課及び南相馬市経済部商工労政課に備え置いて縦覧に供する。

令和元年十二月三日

- 一 意見の対象となった大規模小売店舗の名称及び所在地
 福島県知事 内 堀 雅 雄
- 二 法第八条第四項の規定により述べられた県の意見の概要
 福島県知事 内 堀 雅 雄

福島県告示第四百号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十八条第一項の規定により、小田高原地区に係る県営農村地域防災減災事業（用排水施設等整備（ため池整備事業））を

（商業まちづくり課）

行うための土地改良事業計画を変更した。この変更後の関係書類を次のとおり縦覧に供する。

令和元年十二月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 縦覧に供する書類
- 二 縦覧の期間
 令和元年十二月四日から
 同 月二十三日まで（二十日間）
- 三 縦覧の場所
 喜多方市役所

（農村計画課）

福島県告示第四百一号

土地改良法施行法（昭和二十四年法律第九十六号）第二条第一項の規定によりなおその効力を有する耕地整理法（明治四十二年法律第三十号）第七十三条第四項の規定により、河沼郡若宮村勝方耕地整理組合の臨時代理者として令和元年十一月二十六日次の者を指定した。

令和元年十二月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

臨時代理者の氏名及び住所

齋藤 文英 福島県河沼郡会津坂下町大字樋島字高畑五百五番地

（農村計画課）

福島県告示第四百二号

地籍調査に関する事業計画を定めた件（令和元年福島県告示第三十七号）の一部を次のように改正する。

令和元年十二月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

表郡山市の項中「笹川第六」を「笹川第六 石筵第六」に改める。

（農村計画課）

福島県告示第四百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である旨農林水産大臣から通知があった。

令和元年十二月三日

福島県知事 内 堀 雅 雄

- 一 解除予定保安林の所在場所
 相馬市山上字檜這六の七（国有林）

二 保安林として指定された目的
 土砂の流出の防備
 解除の理由
 三 指定理由の消滅

(森林保全課)